

屋久島地域離島振興計画（案）

第1章 地域の概況及び課題

第1節 地域の概況

○ 位置

本地域は、県本土の南方約60km、種子島の南西18kmに位置する屋久島（500.92km²）とその西北西約12kmに位置する口永良部島（38.04km²）の2島からなっています。

○ 地形

屋久島は、九州の最高峰宮之浦岳（1,936m）をはじめ千メートル以上の高峰45座を擁する山地が大部分を占める円形の島で、平地は東海岸沿いに数キロメートルの幅で海岸段丘状にあります。

口永良部島は、霧島火山帯に属する新岳が火山活動を続けており、島全体が火山性土壌に覆われています。

○ 気候

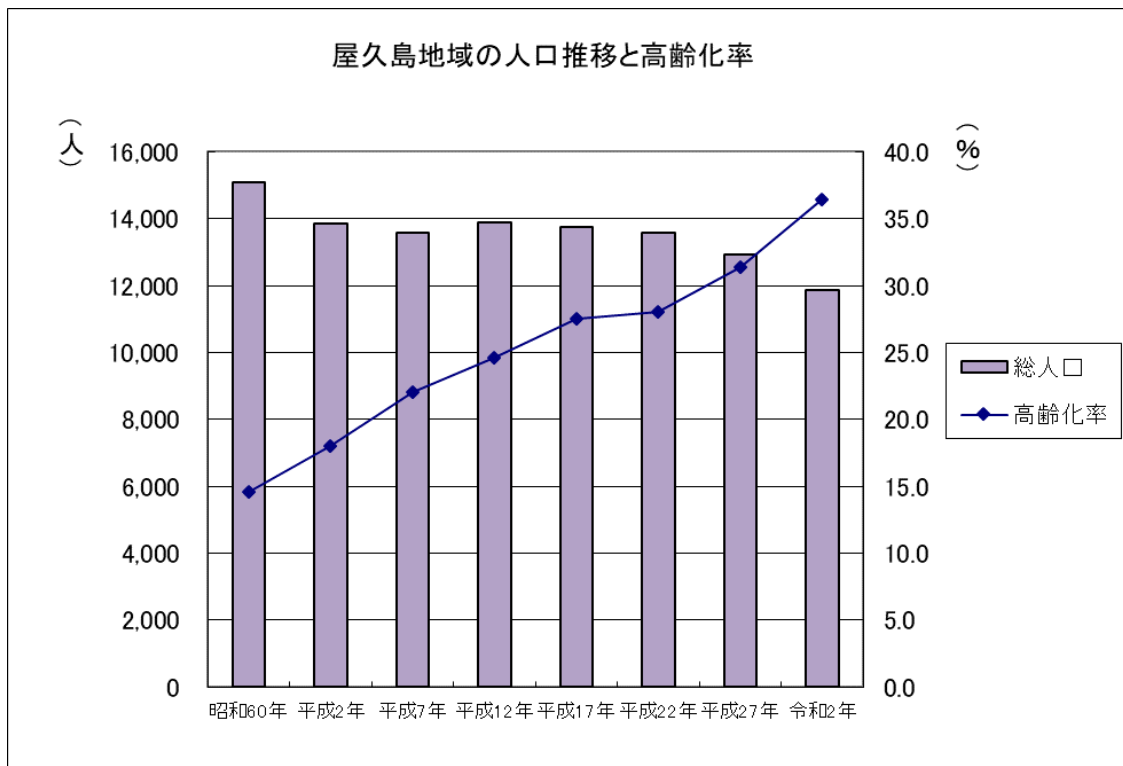
海岸部は黒潮の影響を受け温暖ですが、屋久島の山頂部は積雪があるなど極めて変化に富んでおり、亜熱帯から冷温帯に至る植生の垂直分布が見られます。また、夏秋季には台風に見舞われることもあり、冬季の季節風も強いこともあります。

○ 行政区域

行政区域は、屋久島町に属しています。また、昭和47年に本地域及び種子島地域をもって熊毛地域広域市町村圏が設定されています。

○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、11,858人と長期継続して減少傾向にあり、高齢化率は増加傾向にあります。



第2節 交通の現況及び課題

(1) 航路

- ◇ 定期航路（フェリー、高速船）で本土及び種子島と、定期航路（フェリー）で口永良部島と、それぞれ結ばれています。
- ◇ 現在、運航している6隻の高速船（ジェットフォイル）は、古いもので44年を経過していることから、更新について検討する必要があります。

- ◆ フェリー屋久島2（3,392t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） 4時間 1日1便
- ◆ はいびすかす（1,798t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦） ※種子島経由 1日1便（日曜日運休）
- ◆ フェリー太陽II（499t）
 - 屋久島（宮之浦）～種子島（島間） 1時間5分 1日1便
 - 屋久島（宮之浦）～口永良部島 1時間40分 1日1便
- ◆ 高速船トッピー2・3・7（163t・164t・281t）
高速船ロケット1・2・3（165t・164t・164t）
 - 鹿児島～屋久島（宮之浦・安房） 1時間40分
※1日6便（うち指宿経由1便，西之表経由3便）
 - 種子島（西之表）～屋久島（宮之浦・安房） 50分 1日3便
※季節により，便数は増減します。

(2) 航空路

- ◆ 鹿児島空港～屋久島空港 35分 1日5便
(ATR42-600(48席), ATR72-600(70席))
- ◆ 屋久島空港～伊丹空港 1時間35分 1日1便
(ATR42-600(48席))
- ◆ 屋久島空港～福岡空港 1時間5分 1日1便
(ATR42-600(48席))

(3) 島内道路等

- ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

区分	県道		市町村道		国県市町村道計	
	一般県道		改良率	舗装率	改良率	舗装率
	改良率	舗装率				
屋久島地域	78.0	100.0	83.1	86.9	84.6	91.2
離島計	91.4	100.0	78.3	93.1	81.8	94.7
本土計	71.8	100.0	70.0	92.8	72.7	94.1
県計	76.0	100.0	69.8	90.5	72.9	92.2

* 令和3年度道路現況調査(令和3年4月1日現在)

- ◇ 県道

主要地方道二路線が海岸線に沿って島を一周しています。西岸を走る県道上屋久永田屋久線については永田～瀬切間が未改良区間として残っていますが、平成5年12月の世界自然遺産登録後の「屋久島の一周道路整備検討委員会」の提言等を踏まえ、大幅な改変は行わず維持修繕を基本に整備を行っています。

また、屋久島の主要観光地であるヤクスギランド、紀元杉等へ通じる県道屋久島公園安房線や白谷雲水峡へ通じる県道白谷雲水峡宮之浦線については、観光客の増加に伴う大型車両の交通の増加に加え、屈曲箇所、幅員狭小区間が大半であるため、自然環境や景観に配慮しながら整備を行っています。

歩行者等の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消など、安全な道路交通環境の形成を推進しています。

◇ 町道

町道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、県・町道を相互に連絡したり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線町道等の整備が十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

◇ 都市計画道路

本地域の都市計画道路の改良率は、98.6%で停滞しており、屈曲した道路線形で視野も悪い状況にあることから、改良率100%を目指し、必要性について検討を行っていきます。

◇ 島内交通

永田・大川の滝間（宮之浦・安房経由）に定期バス路線が運行しており、観光客を中心に、タクシーやレンタカーが利用されています。

島民については、自家用車での移動が多いが、高齢者バス利用特例制度を実施し、移動手段確保に努めています。

第3節 情報通信の現況及び課題

◇ 屋久島と本土の間は、海底光ケーブルが敷設されており、口永良部島についても、屋久島から海底ケーブルの敷設が完了しています。

◇ 屋久島及び口永良部島においては、高速ブロードバンドサービスが提供されています。

◇ 携帯電話については、サービスエリアが拡大されつつありますが、一部に不感地域が存在しています。

◇ テレビについては、地上波テレビ放送のデジタル化対応を完了していますが、フェージング等により受信障害が発生する地区もあり、高性能アンテナの設置等により、その解消に努めています。

第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

(1) 航路

◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

○ 高速船運賃（賃率） ※ 燃料油価格変動調整金除く

◆ 鹿児島ー屋久島（宮之浦・安房）間

- ・ 普通運賃（片道）：10,400円（77.0円/km）
- ・ 島発往復割引：16,600円（61.5円/km）
- ・ 離島割引運賃（片道）：5,200円（38.5円/km）
- ・ 離島住民島発往復割引：9,900円（36.7円/km）

(2) 航空路

- ◇ 県が県管理空港の着陸料の軽減措置を平成8年に拡充したことを受けて、航空会社はその還元策として、離島住民を対象とした航空運賃割引を実施しています。
- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年から住民を対象とした航空運賃低廉化事業を実施しています。
 - 運賃（賃率）
 - ◆ 鹿児島－屋久島線
 - ・ 普通運賃：17,150円（88.4円/km）
 - ・ 離島割引運賃：7,600円（39.2円/km）
 - ◆ 福岡－屋久島線
 - ・ 普通運賃：29,360円（72円/km）
 - ・ 離島割引運賃：なし
 - ◆ 伊丹－屋久島線
 - ・ 普通運賃：42,590円（60.2円/km）
 - ・ 離島割引運賃：なし

第5節 産業の現況及び課題

- ◇ 市町村内総生産額

（単位：百万円，％）

区分	総生産額	構成比
第1次産業	1,266	2.9
うち農業	832	1.9
うち林業	203	0.5
うち水産業	231	0.5
第2次産業	9,785	22.3
第3次産業	32,743	74.8
合計	43,795	100.0

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

- ◇ 産業分類別就業者数

（単位：人，％）

区分	就業者数	構成比
第1次産業	715	11.7
うち農業・林業	610	10.0
うち水産業	105	1.7
第2次産業	965	15.8
第3次産業	4,439	72.5
分類不能	6	0.1
合計	6,125	100.0

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では、総生産額及び就業者数ともに、第3次産業が7割を超える大きな割

合を占めております。

◇ 農林水産業生産額

(単位: 百万円)

区分	農業						林業(B)	水産業(C)	農林水産業合計(A+B+C)
	耕種	(耕種の主な内訳)			畜産	計(A)			
		いも	果実	工芸					
H22	930.5	10.9	547.1	136.1	232.0	1,162.5	9.4	434.5	1,606.4
H27	862.7	127.5	396.7	268.1	319.3	1,182.0	86.2	412.4	1,680.6
R2	939.6	88.0	403.4	409.9	380.3	1,319.9	49.4	282.9	1,652.2

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成27年と比較すると、水産業は減となっておりますが、工芸品などが増となっております合計では同程度となっております。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位: 人, %)

区分	H22			H27			R2			
	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	総農家数	販売農家数	自給的農家数	増減率(対H22)
屋久島地域	797	459	338	665	381	284	559	324	235	70.1

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 生産基盤整備率

(単位: %)

区分	畑地かんがい	ほ場整備(全体)	農道整備	農地保全	海岸保全
屋久島地域	80.1	46.6	80.7	97.8	100.0
鹿児島県	53.9	68.8	62.0	82.9	72.5

* 農業農村整備事業における市町村別整備水準令和3年度調査結果(R4.4 農地整備課, 農地保全課)

- ◇ 耕地は海岸線沿いに分散しているなかで、温暖な気候を生かし、ポンカン、たんかん等の産地化が進んでいます。
- ◇ 畜産については、配合飼料価格が高騰していることから、自給飼料生産に立脚した肉用牛経営を確立する必要があります。
- ◇ ソロヤム(やまいも)、サツマイモ、ぼんかん、たんかん等の地域特産物を利用した農産物の加工やガジュツを主原料とする医薬品の製造が行われています。
- ◇ 台風、季節風等の自然災害の軽減、サル・シカ等による農作物被害の防止、輸送コストの低減、高齢化に伴う担い手の確保等の課題が残されています。
- ◇ これまで水田ほ場整備、畑地かんがい等の生産基盤整備が進められておりますが、整備水準について、畑地のほ場整備は県平均を下回っています。

(2) 林業

◇ 森林面積

(単位: ha)

区分	森林面積	国有林	民有林	うち
				人工林
屋久島地域	48,567	38,286	10,282	2,714

※ 令和3年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は48,567haで、森林率が90%、そのうち79%が国有林となっています。
- ◇ 本地域の民有林においては、スギを主体とする除間伐を中心とした保育作業、又は育成複層林整備による有用広葉樹の育成を行っていますが、林道等の路網整備の遅れや林業就業者の高齢化・人手不足などから森林の適正な管理が実施されにくい状況にあります。
- ◇ 主な林産物として建築用材等の木材が生産されています。
- ◇ 林道等の路網整備など、生産基盤の整備を促進し、林業生産性の向上を図る必要があります。

(3) 水産業

◇ 漁業産出額

(単位: 百万円)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
屋久島地域	漁業産出額	399	303	271

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種別水揚げ状況)から引用

- ◇ 漁業産出額については、やや減少傾向です。
- ◇ 周辺海域は、天然の瀬礁や黒潮により好漁場を有していますが、外海域に面しているため海況等の影響を受け、好不漁の変動が激しく漁獲が不安定となっています。また、漁業者の高齢化、後継者不足も大きな課題となっています。

(4) 商業

- ◇ 本地域は、零細な個人経営が多く、経営者の高齢化や後継者不足等が課題となっています。

(5) 工業、製造業(特産品製造も含む)

- ◇ 本地域は、本格焼酎、屋久杉製品、農水産加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ しかし、特産品製造企業の多くは小規模零細企業であり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

(6) 企業立地

- ◇ 現在、窯業、医薬品製造業、飲料製造業などの企業が立地しています。

第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

第7節 生活環境の現況及び課題

(1) ごみ処理

- ◇ ごみ処理の状況

区分	区域内人口 (人)	収集人口 (人)	収集率 (%)	施設処理率 (%)
屋久島地域	12,166	12,166	100.0	100.0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町宮之浦	26	H15	H17

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設を除く）

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町宮之浦	8	H15	H17

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 埋立処分地施設

設置主体	設置場所	令和3年度末 残余容量(m ³)	令和3年度 埋立容量 (m ³)
屋久島町	屋久島町宮之浦	4,129	49

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 屋久島では、生活水準の向上に伴い、排出されるごみの多様化が見られることなどから、引き続き生ごみの堆肥化、再資源化の推進等、ごみの減量化や分別を推進する必要があります。
- ◇ 口永良部島では、燃えるごみや再資源化物等を収集後、屋久島に搬送して処理しています。

(2) し尿処理

◇ し尿処理の状況

区分	区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	自家処理人口 (人)
屋久島地域	12,166	10,182	83.7	0

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

◇ し尿処理施設

設置主体	設置場所	規模(t/日)	工事年度	
			着工	竣工
屋久島町	屋久島町小瀬田	46	H9	H10

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 屋久島では、し尿処理施設に搬入し、適切な処理を行っています。
- ◇ 口永良部島では、収集後、屋久島に搬送してし尿処理施設において処理を行っています。
- ◇ 今後、生活様式の高度化に対応し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理施設の促進を図る必要があります。

(3) 産業廃棄物

- ◇ 処理施設が少なく、島内で処理できない産業廃棄物については、島外に搬出され処理されています。

(4) 水道

◇ 水道の状況

(単位:人, %)

区分	行政区域内 人口	上水道		簡易水道		専用水道		計		普及率
		計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	計画給水 人口	現在給水 人口	
屋久島地域	11,926	11,900	11,672	170	94	480	72	12,550	11,838	99.3

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

- ◇ 水道普及率は、令和2年度末で99.3%となっておりほぼ全戸に普及していますが、更新すべき施設が多く、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

(5) 都市公園

◇ 都市公園の状況

公園名	種別	所在地	開設年月日	面積(ha)
若宮公園	街区	屋久島町安房石坂の上	S44.4.1	0.6ha
安房墓園	特殊	屋久島町安房清十松の上	S56.4.1	1.2ha
春田浜海浜公園	特殊	屋久島町安房春田	H18.9.27	3.0h
屋久島町健康の森公園	総合	屋久島町安房前岳	H25.5.15	16.9h
春田団地公園	街区	屋久島町安房春田	不明	0.1ha

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 地域のスポーツ・レクリエーション需要に対応するために健康の森公園など5か所、21.8haの都市公園が整備され、整備水準は県平均を上回っています。

(6) 公営住宅

◇ 公営住宅等の状況

(単位:戸)

区分	管理戸数							計
	うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数							
	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		計	県営 (公営住宅・特公賃)	市町村営		
	公営住宅・特公賃	市町村単独ほか			公営住宅・特公賃	市町村単独ほか		
屋久島地域	24	526	52	602	24	345	52	421

※ 県住宅政策室, 市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は602戸で、うち耐用年限の1/2を経過した住宅は421戸(全管理戸数に占める割合は69.9%)となっています。

第8節 医療の確保等の現況及び課題

(1) 医療

◇ 病院, 診療所, 医師等の数

区分	病院数	病床数	一般診療所数	歯科診療所数	医師(人)	歯科医師(人)	薬剤師(人)	看護師(人)	助産師(人)

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

◇ 屋久島(口永良部島含む)には、病院が1施設、一般診療所が10施設、歯科診

療所が3施設あり、医師は12人、看護師は72人、准看護師は17人、助産師は2人、歯科医師は5人、薬剤師は11人となっています。

- ◇ そのうち口永良部島には、町立へき地出張診療所が1施設あり、非常勤医師が1人、常勤准看護師1人が勤務しています。
- ◇ 本地域の令和2年度末の人口10万人当たり医師数は102.1人で、県全体の293.0人に比べ低くなっています。
- ◇ また、屋久島には、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の専門医師が少ないため、へき地診療所に鹿児島大学医学部による定期的な医師派遣が行われています。
- ◇ さらに、口永良部島については、いまきいれ総合病院が、県医師会・鹿児島大病院の協力に得て巡回診療を実施しているほか、県の歯科巡回診療車による巡回診療が行われています。

(2) 救急医療

- ◇ 島内で対応できない重症の救急患者については、県及び自衛隊等のヘリコプター等により、鹿児島市の医療機関へ緊急搬送しています。
- ◇ 口永良部島においても、緊急用ヘリポートが整備されており、ヘリコプターによる緊急搬送ができる体制が整っています。

(3) 健康管理体制

- ◇ 健康管理体制については、町に6人の保健師が常勤しており、保健所と連携しながら健康づくり事業等や保健指導にあたっています。

(4) 妊婦への支援等

- ◇ 口永良部島においては、島内に常駐の産科医がいないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。

第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在で793人、要介護認定率は17.9%（県平均19.7%）となっています。
- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、特別養護老人ホーム2施設、認知症高齢者グループホーム3施設が整備されているほか、居宅等サービスとして、訪問介護4事業所、通所介護6事業所、小規模多機能型居宅1事業所等が整備されています。

第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

(1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
屋久島地域	22.0	24.6	27.5	28.0	31.4	36.4
鹿児島県	19.7	22.6	24.8	26.5	29.3	32.5
全国	14.6	17.4	20.2	23.0	26.6	28.6

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で28.0%、平成27年で31.4%、令和

- 2年で36.4%と上昇しています。
- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均（28.6%）を7.8ポイント、県平均（32.5%）を3.9ポイント上回っています。
 - ◇ 高齢世帯数

（単位：世帯，%）

区 分	一般世帯数 (A)	高齢世帯数 (B)	高齢世帯 の割合 (B/A)
屋久島地域	5,874	2,094	35.6
鹿児島県	725,855	227,462	31.3
全 国	55,704,949	13,250,701	23.8

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯（65歳以上世帯員の単身世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の一般世帯に占める割合は、35.6%で約3世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均（31.3%）及び全国平均（23.8%）を上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、特別養護老人ホーム（2か所）、老人デイサービスセンター（3か所）が整備されています。
- ◇ 在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター（2か所）が設置されています。

（2）その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められています。
- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者、自殺や虐待、家庭内暴力、子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中、地域に暮らす住民同士が支えあい、助け合う社会を目指し、総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。

第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 地域には、小学校9校、中学校4校、高等学校1校が設置されています。また本地域内の一部の学校では、遠距離のため、スクールバスが運行されています。
- ◇ 口永良部島には高等学校等がないため、高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在、小学校5校、中学校1校が山村留学を実施しており、県外を含む25名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでいます。
- ◇ 社会教育活動については、公民館や歴史民俗資料館等の施設を拠点とした取組がなされています。

第12節 観光の開発の現況及び課題

◇ 観光客数

(単位:千人)

地域名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
屋久島地域	266.2	237.6	211.7	185.1	90.3

※離島統計年報, 離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

地域名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
屋久島地域	407	425	378	206	225

※離島統計年報, 離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、減少傾向となっておりますが、宿泊者数については、令和3年度から増加に転じています。
- ◇ 本地域は、樹齢数千年に及ぶ屋久杉をはじめとする原生林、白谷雲水峡や大川の滝等の水景観、海中温泉などの多彩で豊かな自然を有しており、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定(のち平成24年に屋久島国立公園として指定分離)され、平成5年には世界自然遺産に登録されました。
- ◇ こうした豊かな自然を背景として、屋久杉製品などの工芸品、トビウオや屋久サバ、ぽんかん・たんかん等の「食」、屋久島環境文化村センター、屋久杉自然館などの施設、サイクリング屋久島等のイベント開催など、特色ある観光資源を有しています。

第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

(1) 国内交流

- ◇ 青森県青森市浪岡地区と、大分県日田市、熊本県菊陽町と姉妹都市盟約を結んでおり、地域の情報や人材の交流を行っています。
- ◇ NPO法人を中心として、環境に関するイベントの開催などにより、地域住民、地域出身者及び地域外在住者との交流を促進する取組を実施しています。
- ◇ 山村留学状況一覧

市町村名	留学名称	実施校名	児童・生徒数(人)
屋久島町	かめんこ留学	永田小学校	3
	まんてん留学	栗生小学校	1
	じょうもん留学	八幡小学校	6
	屋久島黒潮留学	一湊小学校	6
	南海ひょうたん島留学	金岳小学校	5
		金岳中学校	5
総計			26

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

- ◇ 本地域の6小・中学校で実施されている山村留学制度では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化の進行している地域の学校が留学生を受け入れることにより、地域の活性化や教育の充実が図られています。

(2) 国外交流

- ◇ 平成21年、「縄文杉」がニュージーランドのファーノース地区・カイパラ地区のカウリの木「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを契機に、両地区との古代木ファミリー交流を行っています。

第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 樹齢千年を超えるヤクスギの原生林が織りなす特異な景観と、亜熱帯から冷温帯に及び多様な植生の垂直分布、多くの固有種、希少種が分布するなど世界的に稀な価値が認められ、平成5年12月に日本初の世界自然遺産として登録されました。
- ◇ また、昭和39年に霧島屋久国立公園に指定（のち平成24年に屋久島国立公園として分離指定）されています。
- ◇ 世界自然遺産登録後は、登山客の急増に伴う自然環境への影響が懸念されました。山岳トイレについては、現在もなお、し尿の人力搬出を行い悪臭等の対策を行っています。また、ヤクシカによる低床植物の捕食により土砂の流出等も懸念されています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

(1) 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- ◇ 屋久島では、自然生態系の保全を図るとともに、地域振興との調和に配慮しつつ、環境学習等の情報提供、研修機能、学術研究機能等の整備充実を促進し、自然と親しみ、その大切さを学ぶ拠点の形成を通して自然と共生する地域づくりを目指す屋久島環境文化村構想を推進しています。
- ◇ 地域の自然環境の保全・活用の基本的方向と多様な事業実施の考え方等を示した屋久島環境文化村マスタープラン（平成4年策定）に基づき、県及び町により設立された屋久島環境文化財団が、環境学習施設である屋久島環境文化研修センター及び環境保全活動の推進・支援等を行う屋久島環境文化村センターの管理運営を行っており、優れた自然を守り、自然と共生する地域づくりを進めるため各種事業を展開しています。
- ◇ 地域住民においても、ボランティアグループやNPO法人等を中心として、ウミガメ生態研究、環境に関するイベントの開催、環境学習の実施など人と自然との共生に関する取組が実施されています。

(2) 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- ◇ 学識経験者からなる「屋久島CO2フリーの島づくりに関する研究会」からの「意見・提言」や、地元の各種団体等による「屋久島低炭素社会地域づくり協議会」が作成した「構想」等に基づき、地域における温暖化対策を推進しています。

第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 屋久島の島内電力は、屋久島電工（株）が業務用に発電した電力の余剰分を1社

- 3組合が購入し、地域住民に配電しています。
- ◇ 屋久島の電力はほぼ水力発電で賄われています。口永良部島は内燃力発電による電力が供給されています。
 - ◇ 再生可能エネルギーの導入状況については、医療機関や公共施設等において、太陽光発電設備や、太陽熱を利用した給湯設備等が導入されています。
 - ◇ 中小水力発電は、白谷川と田尻川の2カ所に導入されています。
 - ◇ バイオマス熱利用は、三岳酒造において、焼酎かすをメタン発酵させ燃料として利用されています。

第16節 国土保全等の現況及び課題

◇ 河川

(単位:河川数, km, %)

区分	河川概要			要改修延長 A-B=C	改修率	
	河川数	河川延長 A	改修不要 区間延長 B		16段階の8以上	
					延長 D	整備率 D/C
屋久島地域	10	35.1	23.5	11.6	8.0	69.0

* 県河川課調べ(令和4年度)

◇ 砂防

(単位:箇所, %)

区分	土石流危険渓流				地すべり危険箇所			
	危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率	危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率
屋久島地域	50	17	33	34.0	0	0	0	—

区分	急傾斜地崩壊危険箇所			
	危険箇所数	整備済箇所数	未整備箇所数	整備率
屋久島地域	15	6	9	40.0

* 県砂防課調べ(令和3年度末)

* 急傾斜地崩壊危険箇所の危険箇所数は、要施工箇所(被害想定区域内に人家5戸以上等)の数値

◇ 治山

(単位:地区数, %)

区分	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率	危険地区数	着手地区数	未着手地区数	着手率
屋久島地域	20	16	4	80.0	85	43	42	50.6

* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

- ◇ 屋久島地域は、台風常襲地帯であること、地形が急峻であること、河川は比較的大きく急流であることに加え、雨量も極めて多く、土石流等の土砂災害を受けやすいため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。
- ◇ 口永良部島については、活動火山対策として漁港や港湾など警戒避難体制の整備や噴火時や噴火に備えた施設等の整備を図るとともに、土石流災害防止対策として、砂防堰堤の整備を進めています。

また、火山活動の影響から、土石流災害による被害を防止するため、降灰状況等

の監視を行っています。

第17節 移住・定住施策の現況及び課題

- ◇ 本地域は、若者等の人口流出により、人口が長期的に減少傾向にあり、高齢化も進行しています。
- ◇ 住環境整備がまだ不十分であるため、移住・定住希望者がいたとしても、住宅を確保できない状況もあり、現状の移住・定住施策の強化及び、効果的な取組を検討する必要があります。
- ◇ 今後は、人口の流出を抑制するとともに、島外からの移住を促進し、定住に向けた取組を行う必要があります。

第2章 振興方針と計画の内容

第1節 交通体系の整備

1 航路及び港湾の整備

(1) 振興方針

- 地域産業の活性化や住民生活の利便性向上はもとより、観光客や寄港する大型クルーズ船の一層の増加を図るため、本土及び域内を結ぶ定期航路の維持・改善に努めるとともに、人・物・情報が活発に行き交う拠点として、港内の静穏度の確保や既存施設の老朽化対策など港湾機能の向上を図ります。
- 口永良部島については、唯一の交通手段である定期船の安全な接岸を図るため、漁港の整備を進めます。

(2) 計画の内容

- 本土・種子島及び域内の口永良部島を結ぶ定期航路の維持・改善を図ります。
- 高速船の更新については、関係機関等から情報収集を行いながら、計画的な更新を検討するとともに、国等の支援を要請していきます。
- 宮之浦港及び安房港では、港内静穏度向上を図るための防波堤の整備等を進め、航行する船舶の安全性の向上を図ります。
- 定期船や貨物船の安全接岸を図るため、口永良部漁港の整備を進めるほか、地域に密着した産業活動等の拠点であるその他の港湾についても、安全で利用しやすい港として整備を図ります。

2 航空路及び空港の整備

(1) 振興方針

- 住民生活の利便性向上や地域の産業・経済の発展を図り、観光を通じた交流人口の拡大を図るため、空港施設の機能向上及び定期航空路線等の維持・充実に努めます。

(2) 計画の内容

- 屋久島空港の滑走路延伸など、航空輸送需要の動向に対応した空港施設の整備及び機能向上を図るとともに、定期航空路線の維持・充実に努めるほか、大都市等を結ぶ新たな航空路線の開設を促進します。

3 島内交通網の整備

(1) 振興方針

- 地域内における住民の安全性や利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通の確保のため、自然環境に配慮したみちづくり、生活を支えるみちづくり、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりを推進するとともに、バスの運行の維持・確保を図ります。
- 市街地については、街づくりと一体となった街路の整備により、屋久島らしい街並みの形成と良好・快適な都市環境の確保を図ります。

(2) 計画の内容

- 主要観光地であるヤクスギランドや白谷雲水峡を結ぶ道路については、自然災害による通行止め等を解消し、災害に強い道路として整備を進めます。
- 市街地については、周囲の自然環境と調和した憩いの空間を創出するなど、屋久島らしさにも配慮した街路の整備を進めます。
- 地域の実情に応じた生活道路の整備や計画的な維持補修を引き続き進めるとともに

に、地域住民による花木の植栽など、世界自然遺産の島であることを印象づけるような道路沿線の修景緑化、歩道の段差解消等のバリアフリー化などにより、人にやさしい道路・災害に強い道路の環境の整備に努めます。

- 自転車通行空間の整備を図り、サイクルツーリズムの推進に努めます。
- 住民の生活路線としてのバスの運行の維持・確保を図るほか、観光客等の利便性向上を図るため、タクシーやレンタカーなどのサービス向上を促進します。また、高齢化が進み増加することが予測される交通弱者対策に努めます。

第2節 情報通信体系の整備

(1) 振興方針

- 情報化社会へと発展していくなかで、それに伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の利便性向上や他地域との交流、産業の振興等様々な分野において情報通信を活用した振興を図ります。

(2) 計画の内容

- 地域で各分野における光ブロードバンドの活用を促進し、ICT化による発展・振興を図ります。
- テレビについては、国や放送事業者と連携して、フェージング等による受信障害の恒久対策の早急な実施に取り組みます。

第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

(1) 振興方針

- 離島航路・航空路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 離島航路・航空路の運賃は割高であり、地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから、関係機関と協議を進めながら、離島航路・航空路にかかる運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり、離島振興を図る上での障害となっていることから、物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。

第4節 産業の振興

1 農業

(1) 振興方針

- 安心・安全な「食」の供給を目指して、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」や環境と調和した農業への取組を推進します。
- 加工施設等の有効活用を図り、地域グループと連携した新たな加工品の開発を促進します。
- 温暖な気候を生かしたぼんかん、たんかん等の果樹のかごしまブランド産地づくり、ばれいしょ等の野菜や茶の早出し産地づくりを進めるとともに、収益性の高い施設花きの振興を図ります。
- 公共牧場を利用した子牛や繁殖牛の預託、草地の有効利用などにより、低コストで収益性の高い畜産の振興を図るとともに、家畜防疫の徹底や家畜排せつ物の適正な処理を促進します。
- 新規就農者や経営感覚に優れた経営体の育成、生産性の高い農業生産を実現するための畑地かんがいや農道等の計画的な整備、地域農産物の付加価値を高めるため

の6次産業化、省力化による高齢農家等の営農継続を推進し、農業の持続的発展を図ります。

- 農畜産物の直売所の活用や農作業体験等を行うグリーン・ツーリズムなどにより、都市と農村との交流を積極的に推進します。

(2) 計画の内容

- 果樹については、優良品種への転換、老木園の改植、樹園地の園内道の整備、施設化の推進、品目の組合せ、鳥獣被害対策の実施、選果施設の活用等により、ぽんかん、たんかん等のブランド産地づくりを推進するとともに、マンゴー、パッションフルーツ等の施設果樹の産地拡大を図ります。
- 花きについては、栽培技術の向上や栽培施設の整備を進め、ドラセナなどの施設切花の産地づくりを推進します。
- 「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の普及により、安心・安全な農林水産物の生産・供給を推進します。
- IPM（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、良質堆肥の施用による健全な土づくり、土壌診断に基づく適正施肥及び化学肥料の使用低減など、環境と調和した農業を推進します。
- 野菜については、防風対策等を進め、ばれいしょや実えんどうのブランド化や産地拡大を図ります。
- 茶については、機械・施設の近代化や栽培管理の徹底、加工技術の向上に取り組むとともに、多様な茶種の生産を進め、畑地かんがい施設を活用するなどした茶業経営の安定と種子島と並ぶ日本一早い産地の形成を図ります。
- 畜産については、飼料畑等の整備による自給飼料の増産や飼養管理技術の向上、繁殖雌牛の導入推進による生産基盤の維持・拡大を図り、家畜防疫の徹底、耕畜連携や環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、集約化による流通コストの低減を図るとともに、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストに要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。
- 農産物の加工については、ソロヤム、ぽんかん、たんかん、パッションフルーツ、ガジュツ等の地域特産物を活用し、消費者ニーズに対応した個性的な特産品開発の取組を支援します。
- かんがい排水、区画整理等の生産基盤の整備を推進するとともに、これまで整備した農業用水利施設、農道の計画的な保全対策を計画的に進めます。
- 屋久島農業管理センターを中心とした農作業受委託や機械の共同利用等により、地域ぐるみの営農活動を推進します。
- 新規就農者の確保・育成や法人化を推進するなど、地域を担う経営感覚に優れた経営体の育成を図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。
- 学校農園などを活用した農作業の体験学習や食育等により、子ども達の農業への関心を高めます。
- 地域住民の自主的な話し合いを基本に、都市住民やNPO法人等との連携による共生・協働の農村(むら)づくり運動を推進するとともに複数集落の機能を補完する農村型地域運営組織(農村RMO)の形成等の取組を支援します。
- 水土里サークル活動により、農家だけでなく、農家以外の地域住民も参加した農地、農道、農業用水路などを保全する活動や、集落などで管理する水路・農道など

施設の長寿命化のための活動を促進します。

- 「ぼん・たん館」などの農畜産物の直売所や熱帯果樹等の観光農園の活用をはじめ、農産物の収穫や加工などの体験を行うグリーン・ツーリズムの推進や都市と農村との交流を促進します。

2 林業

(1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備を促進し、林業生産基盤の強化を図るとともに、除間伐等による森林の適正な管理を推進し、良質材の安定供給を進めます。
- 屋久島産スギの優れた性質のPR等により、地元材の島内利用を促進するとともに、特用林産物の生産振興を図ります。
- 世界に誇れる優れた森林景観の保全を図りながら、環境学習や森林浴などを通じた体験型観光を推進することで、島内外の人々との交流を促進します。

(2) 計画の内容

- 森林の有する水源かん養機能や山地災害防止機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、除間伐を中心とした保育作業の実施、広葉樹資源の充実などにより、健全な森林の育成を図ります。
- 林道等の路網整備や森林施業の集約化などにより、良質材の安定供給と低コスト化を進めます。
- 需要者ニーズに対応した木材の安定供給体制づくりを促進します。
- 強度が高いなどの屋久島産スギの優れた性質のPR等により、木造住宅の建設促進や公共施設の木造化・木質化など、地元良質材の島内利用を促進します。
- 森林組合などの林業事業者の経営基盤強化や林業就業者の就労条件の改善を図るとともに、後継者の育成・確保を促進します。
- 森林の整備や住民参加によるみどりづくりを進めるとともに、松くい虫、野生鳥獣による被害の防止に努めます。
- 海浜から奥岳に至る森林景観の保全を図りながら、植物の垂直分布などの学習の場や、森林浴・ウォーキングなどの健康増進の場として広く活用し、島内外の人々との交流を促進します。
- 温暖な気候や地域特性を生かした特用林産物の生産拡大を図ります。

3 水産業

(1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な漁場保全等の取組を支援しながら、周辺海域の豊かな水産資源を活用し、魚礁や育成礁により漁場造成を図り、クルマエビなどの養殖業の振興を促進し、所得の向上と経営の安定を図ります。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの地域特産の魚介類のブランド化を図るとともに、消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の開発を促進します。
- 漁港や関連施設の整備、漁船・漁法の近代化等により、年間を通じた安全な操業や水揚げ量の増大、省エネ化による燃費の向上を図るほか、漁業体験研修等により次代の水産業を支える担い手の育成・確保を図ります。
- また、中核的な漁業者や漁業士、経営改善に取り組むグループ等を育成します。

(2) 計画の内容

- マダイ等の放流、回遊魚の飼付けなどを継続的に進め、遊漁者や地域住民の協力

を得ながら、水産資源の持続的な利用体制の確立を図ります。

- 魚礁や増殖場の設置、藻場の造成等により、磯焼け現象の解消や瀬魚類、イセエビ等の資源の育成を図るとともに、幼・稚魚の保護など漁業者による自主的な資源回復対策を促進します。
- 漁業協同組合の経営基盤強化を促進するとともに、漁業体験研修や技術習得のために「かごしま漁業学校」や「新米漁業者みまもり隊」の取組等を通じて、新規就業者の確保を図るほか、U I J ターン者の活用を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成を図るとともに、漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援します。
- 荷さばき施設や製氷・冷蔵・冷凍施設等の水産流通施設の整備を促進するとともに、加工施設の近代化や加工技術の向上等を図り、消費者ニーズに対応した付加価値の高い製品の開発や、未利用資源の有効活用を促進します。
- 水産物の付加価値向上のため、トビウオなどを対象とした新たな冷凍加工技術等の導入を行い、高鮮度維持の方法について検討を行うとともに、計画的出荷や輸送体制の構築を促進します。
- 屋久島首折れサバやトビウオなどの特産の魚介類のブランド化を図るため、水産物の一元的な集出荷による共販体制の確立や、鮮度保持に配慮した漁法や規格の統一などの取組を促進するほか、インターネットなどを活用して販路開拓を図ります。
- 安全で利用しやすい漁港の整備、漁港関連施設の整備を図り、年間を通じた出漁や市場への漁獲物の搬送を確保するとともに、漁船や装備の近代化、漁業技術の高度化等を促進します。

4 その他の地域産業

(1) 振興方針

- 屋久杉加工業等の地場産業の振興を図るとともに、地域資源を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の消費者ニーズに対応し、地域と一体となった魅力ある商店、商店街づくりを促進します。
- 豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進し、安定した就業機会の確保を図ります。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしや産業を支える人材の育成・確保を図るとともに、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 地場産業の屋久杉加工・水産加工・焼酎製造等については、経営の近代化や加工技術の向上を図るとともに、消費者ニーズの多様化・高度化に対応した「売れる商品づくり」を促進します。
- 果実やガジュツ等の農林水産物等の地域資源の一層の活用と未利用資源の掘り起こしによる特産品の開発を促進します。
- かごしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 商店街が商工団体、地域住民等と連携して行うイベント開催や空き店舗対策など、意欲的で創意工夫に満ちた魅力ある商店、商店街づくりのための取組を促進します。
- 世界自然遺産地域という恵まれた自然環境や豊富な農林水産資源、水資源など地域の特性を生かした企業の立地を促進するほか、進出企業の地域への定着・発展を図るため、各種支援の充実に努めます。

- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保，女性・高齢者の能力の活用促進など，農林水産業を担う人材の育成・確保を図ります。
- 地域産業の活性化や滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成，観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために，税制上の優遇措置等の活用を促進します。

第5節 就業の促進

(1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実，若者が地元に着定する魅力ある産業おこし，地域特性を生かした地域づくりを進め，県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら，地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

(2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や，魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興，地場産業の振興や，医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また，高齢者やU I J ターン者等が知識と経験を生かし，その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。

第6節 生活環境の整備

(1) 振興方針

- 分別収集等を推進し，リサイクルプラザ等の有効活用を図りながら，住民，企業，行政が連携してごみの減量化やリサイクルに取り組みます。
- 少子・高齢化に対応し，地域の若者や高齢者，U I J ターン者など，誰もが安心して快適に暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するために，水道施設の計画的な更新・改修により，老朽化対策・耐震化等を行います。
公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため，浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進します。
- 屋久島国立公園等の優れた自然環境の保全を図りながら，自然とのふれあいの場の確保や個性豊かな景観の形成に努めます。また，地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場の維持管理に努めます。

(2) 計画の内容

- 産業活動や日常生活などあらゆる段階において，すでに取り組まれている廃食用油の代替燃料化や生ごみの堆肥化などの普及定着を図りながら，廃棄物の減量化やリサイクル，適正処理を促進します。
- 一般廃棄物については，分別収集体制の充実と環境調和型システムの構築を推進します。
- 家電リサイクルについては，指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか，自動車リサイクルについても，海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 産業廃棄物については，減量化・リサイクル等排出事業者による適正処理を一層促進指導するとともに，適切な処理施設の整備を促進します。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら，老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。

- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU I Jターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。
- 地域住民のスポーツ・レクリエーションと憩いの場を確保するため、園地などの整備を促進します。
- 安心安全な水を安定供給するため、老朽化施設の計画的な更新や耐震化を促進します。
- また、適正な施設規模の把握に努め、水需要に対し過不足が生じないよう適切で安定した水供給に努めます。
- 生活排水対策の取り組みとして、合併処理浄化槽の導入を積極的に促進し、併せて農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めます。

第7節 医療の確保等

(1) 振興方針

- 地域における中核的医療施設の高度な診療機能の効率的活用や、保健医療機関の相互連携の強化などにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを楽しむことができるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

(2) 計画の内容

- 巡回診療を充実しつつ、眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科の特定診療科の医療施設の設置を促進するとともに、既存診療所の設備整備を促進するなど診療機能の強化を図ります。
- 眼科・耳鼻咽喉科等の専門医師をはじめとする医師や看護師等の医療従事者の確保に努めます。
- 救急医療については、救急搬送の円滑化を図るとともに、第2次救急医療体制の整備充実を促進するほか、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理と健康の維持増進を図るため、保健所、町、医療機関等の連携をとりながら、計画的な保健活動の充実強化に努めるとともに、「健康かごしま21」等に基づき、地域住民を主体とした健康づくりの充実を図ります。
- 口永良部島に住んでいる妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。
- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

第8節 介護サービスの確保等

(1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

(2) 計画の内容

- 屋久島町の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、

地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進，効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。

- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら，地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど，地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに，地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

(1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで，地域の連帯意識に支えられながら，安心して充実した生活を送ることができるよう，心身の状況を把握するとともに，その豊富な知識や経験・技能を生かし，「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや，生きがいつくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 障害や障害者についての住民に対する啓発活動，障害者福祉サービスの利用促進などにより，障害者の社会参加とその能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し，安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など，地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか，起業家やボランティアなどの育成に努めます。

(2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら，援護を必要とする高齢者等に対し，地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら，引き続き高齢者の地域づくり，健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し，高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして，「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに，健康づくり，生きがいつくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに，地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため，研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進のほか，障害者福祉サービスの利用，日常生活用具の給付，障害児通所支援の促進を図ります。
- 保育所の機能充実や地域全体で子どもを育成する環境づくりなどを促進します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

第10節 教育及び文化の振興

(1) 振興方針

- 遠隔交流学习や遠隔合同授業の促進により，小規模校や複式学級に対応した教育内容の改善・充実を図り，今後ますます進展する情報化や国際化等に柔軟に対応できる青少年を育成します。
- 老朽化した校舎の改築など計画的な施設整備を図ります。
- 口永良部島には高等学校等がないため，島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援を促進します。
- 生涯学習の推進体制の充実や多様な学習機会の提供を通して，生涯学習の振興を

図ります。

- 地域に根ざした特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や、個性ある歴史・文化を活用した多様な文化活動を促進します。

(2) 計画の内容

- 児童生徒数の減少に伴い増加している小規模校や複式学級への対応、特別支援教育の充実に向け、教職員の確保、教育内容・方法の改善、交流学习を促進します。
- 口永良部島を離れ、高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設や教職員住宅等については、計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 「かめんこ留学」や「南海ひょうたん島留学」などの山村留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、制度の一層の拡充を促進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 世界自然遺産に登録されている豊かな自然などを生かした持続発展教育や、学校農園等での農作業など、野外での体験を通じた学習、ICTを活用し、島内だけでなく島外の学級との交流を促進します。
- 優れた舞台芸術等の鑑賞機会の拡充を図るとともに、生涯を通じた学習機会の充実を図るため、推進体制の確立や図書館等の整備を促進します。
- 文化財の保存活用や文化財愛護思想の普及啓発活動を促進するほか、世界自然遺産等を利活用した多彩なイベントの開催等による国内外の人々との交流を促進します。

第11節 観光の開発

(1) 振興方針

- 世界自然遺産として自然環境の活用と保全の両立を図る観点から、エコツーリズムの推進や、自然に配慮した景観等の整備など持続可能な観光地づくりを推進します。
- また、他地域と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。
- 屋久島・口永良部島の豊かで良質な温泉を活用した、健康保養地としての魅力あふれる島づくりを目指します。

(2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信の機能の整備に努めつつ、世界自然遺産としての国際的な知名度を生かしながら、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組みます。
- 大型クルーズ船の寄港増加に対応可能な受入体制の整備やより一層の寄港の増加に努めるほか、屋久島を経由して奄美大島や沖縄等に至る島伝いの旅行商品造成などに努めます。
- 世界自然遺産として自然に配慮した景観等の整備、登山道の維持管理など、本地域の特色ある観光資源の活用を図りながら、自然環境との共生や多様な触れ合いを主とした環境学習やエコツーリズムの推進など体験プログラムの充実、持続可能で多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- 山岳事故防止については、屋久島山岳遭難防止対策協議会が、貴重な植物等の盗

掘防止については、屋久島山岳部利用対策協議会等関係機関が普及啓発を行うことを促進します

- 新鮮な魚介類や豊富な山菜など、地域の特色ある食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発を促進します。
また、住民や観光客をターゲットとした地産地消を推進することで島内需要を高めていきます。

第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

(1) 振興方針

- 「癒し空間」としての健康の島づくりを図りながら、滞在交流型観光の促進、各種イベントや国際的なシンポジウムの開催、出身者等のネットワーク化等による国内外との交流・連携を促進し、U I Jターン等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

(2) 計画の内容

- 豊かな自然環境を生かし、人々の心を和らげる「癒しの場」としての健康の島づくりを図りながら、農林水産業と連携した滞在交流型観光やサイクリング屋久島などのイベントを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々を、島の良き理解者・支援者としてネットワーク化しながら交流・連携を図るとともに、姉妹都市や大規模校との交流、山村留学制度の充実等を促進します。
- 「縄文杉」がニュージーランドの「タネ・マフタ」と姉妹木関係を締結したことを機に始まったファーノース地区・カイパラ地区との古代木ファミリー交流を促進します。
- 「ぽん・たん館」等の交流施設の整備拡充を促進するほか、様々な産業・機関との調整を図りながら、滞在交流型観光等の持続的な運営を行うための体制の整備やインストラクター等の人材の育成・確保を図ります。
- 自然や環境をテーマとする国際的なシンポジウムや学会等の開催を促進するとともに、中・高校生を、世界自然遺産を有する国へ派遣することなどにより、外国との交流を促進するとともに、国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

第13節 自然環境の保全及び再生

(1) 振興方針

- 良好な地域環境を維持するため、町との連携により、大気環境や水環境の保全、騒音や悪臭等の防止に努めます。
- 国、町、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 優れた自然生態系を維持しつつ、その適正な利用を図ることを目的とする屋久島環境文化村構想を積極的に推進し、人と自然が共生する地域づくりを進めます。

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 再生可能エネルギーである水力の豊富な屋久島が、温室効果ガスの排出が抑制された脱炭素社会の先進的な地域となるよう、地球温暖化対策を積極的に推進します。また、電気自動車等の普及を推進し、さらなる抑制を図ります。

(2) 計画の内容

- 公共用水域の常時監視により、水質の環境基準の達成維持に努めるとともに、農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- また、工場・事業場からの大気汚染物質の排出抑制や悪臭の発生、漏出の防止等を図ります。
- 本地域の貴重な自然（動物、植物、景観）について、情報の収集に努めるとともに、地域住民や研究者等の意見や助言を参考にしながら、意識啓発や保全に努めます。
- 第一次産業に被害をもたらしている有害鳥獣について、適正な保護管理対策に努めます。
- 自然公園法や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 世界自然遺産地域については、国、県、屋久島町が策定した屋久島世界遺産地域管理計画に基づいた管理を行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

1 人と自然が共生する循環型地域社会の形成

- 世界に誇る屋久島の自然環境の保全を推進するため、住民、事業者、行政の役割分担のもと、「屋久島環境文化村構想」を基本とした取組を推進し、自然環境と生活・生産活動のバランスのとれた土地利用を図るとともに、屋久島と口永良部島を環境学習や環境教育のフィールドとして活用できる体制を整えます。
- 屋久島環境文化村構想の推進のため、関係機関・地域住民・ボランティア団体等との連携を図りながら、以下の各種施策を積極的に進めます。
 - ・ 環境学習、研究施設の充実
環境学習の推進、自然体験セミナー、受入事業の拡充
 - ・ 環境形成事業の展開
自然保護活動の実施及び地域の環境保全活動への助成、山岳部の適正利用に関する取組
 - ・ ボランティアネットワークの形成
ボランティア登録制度の推進、屋久島ファンクラブの推進、屋久島通信及びまるりん通信の発行
 - ・ 新たな地域産業の創出
エコツーリズムの推進、新特産品開発の支援
 - ・ 国際交流の展開
屋久島の中高生を対象とした国際交流の推進、ホームページによる国内外への情報発信

2 人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり

- 世界自然遺産の島・屋久島において、CO₂の発生が実質的に抑制された先進的な地域づくりを促進する「CO₂フリーの島づくり」に取り組みます。
- 「地球環境先進県」として、屋久島における「CO₂フリーの島づくり」の取組を更に推進し、世界的にも注目されるモデル性の高い取組として情報発信していきます。

第14節 エネルギー対策の推進

(1) 振興方針

- 安定した電気の供給を促進し、農林水産業の生産力の増大と生活文化の向上を図ります。
- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギー等の利活用に関する普及啓発や調査研究を促進します。
- 再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

(2) 計画の内容

- 電気供給の安定化を図るため、配電施設の移設・改良及び配電線遠隔制御装置の設置など、配電設備の整備充実を促進します。
- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

(1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、国土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。
- 事業者等の連携による「ライフライン」の安定確保に向けた取組を促進します。

(2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 消防施設等の整備や消防団員の確保・育成強化を図るとともに、老朽化した防災行政無線施設の更新整備を促進します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 口永良部島の活動火山対策として、港湾・漁港、道路等の整備や、住民・関係機関が一体となった防災避難訓練の実施等による住民の防災意識の向上を図ります。

第16節 移住・定住施策の促進

(1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境の整備を促進します。

(2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し，移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 移住希望者への情報発信を充実させるために，空き家や雇用情報など必要な情報を一元化し，移住のワンストップ窓口の実現に努めます。
- 地域住民による移住交流サポーター等の設置，島内企業へのインターンシップ制度導入など，受入体制の整備を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU I Jターンを促進するため，空き家活用セーフティネット住宅改修事業の活用を努めます。

第17節 地域の振興に関するその他の事項

(1) 振興方針

- 人口減少や高齢化が進む地域の住民が，日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

(2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により，日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には，島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。